

## 2 松江市の課税要件

### (2)松江市の免税点の基本的な考え方について

松江市での宿泊者は、サービスを一定程度受けるものと考えられるほか、宿泊者は宿泊料金にとどまらない一定の消費力を有するものと考えられる。また、宿泊事業者の税の徴収や申告納付等の事務負担を軽減し、簡素な制度とすることが必要である。

そのため、「課税の公平性」と「徴収の便宜」を考慮して、免税点は設けないとすることが望ましいという考えが示された。

#### ■免税点（※）の基本的な考え方

宿泊施設の料金は様々だが、料金の違いにかかわらず松江市での宿泊者はサービスを一定程度受けるものと考えられるほか、宿泊という行為には宿泊料金だけではなく、それ以外の消費力が伴うものと考えられる。

また、宿泊事業者の事務負担（宿泊税の徴収・納付）を軽減するという観点から、わかりやすく簡素な制度とすることが必要である。

このため、課税の公平性の観点と徴収の便宜を考慮して、免税点は設けないこととする。

※免税点とは：一定水準以下の場合に課税しないとする、その水準

例) 免税点 7千円 素泊まり1泊 6千円→課税されない

素泊まり1泊 8千円→課税

#### 〈委員からの主な意見〉

- 公平性の観点から免税点は設けない方がよい。
- 宿泊施設の料金にかかわらず、宿泊者は行政サービスを一定程度享受することに加えて、消費する経済的な力（例：飲食、土産購入、観光等）があると一般的に考えられるため、公平性の観点から広く負担いただき、免税点は設けないという整理。

### (3)松江市の課税免除の基本的な考え方について

松江市では、総合計画「MATSUE DREAMS 2030」において、国際文化観光都市松江の魅力を世界に伝え、松江ファンを拡げ、リピーター獲得を将来像に掲げている。

教育旅行は、次代を担うこどもたちの育成・支援とともに、松江市を知ってもらう機会と、将来のリピーターにつながるチャンスでもあるため、課税免除とすることが望ましいとされる考え方のほか、市内三旅館組合との意見交換を踏まえ、「課税免除は設けない」という新たな考え方と、それに加えて「教育旅行への支援制度の新設を検討する」という政策的な方向性が事務局から示され、双方の考え方について検討を行った。

## ■課税免除の基本的な考え方

松江市総合計画「MATSUE DREAMS 2030」では、『「国際文化観光都市・松江」の魅力が世界の人に伝わって、松江ファンの輪が拡がり、リピーターでぎわっています』を、2030年にめざす姿の一つとして掲げている。

次代を担うこどもたちの育成・支援という観点とともに、「松江」を知っていただく機会、さらに将来のリピーター獲得につなげるチャンスと捉え、今後、教育旅行（※2）の誘致を積極的に進めていく方針である。

### これまでの検討内容

教育旅行を課税免除の対象とする。

### 検討に加えていただく内容

課税免除は設けない。  
ただし、教育旅行への支援制度の新設を検討する。

※1 課税免除とは：税金を支払う義務が免除されること

※2 教育旅行とは：学習指導要領に規定される特別活動の内、教育上の見地から行う修学旅行その他の行事のこと。  
教育旅行の対象者は、学校教育法第1条に規定の学校（大学を除く）を想定。

### 【参考】金沢市修学旅行等支援制度

要件  
金沢市内の宿泊施設で宿泊を伴う  
修学旅行等の学校行事であること

対象団体  
金沢市外（体験助成は、石川県外に限る。）  
にある学校教育法に定める学校

### 支援メニュー

- ・金箔貼り・和菓子づくり・加賀友禅着色・能楽鑑賞など体験助成（500円/人）
- ・宿泊費助成（宿泊費の1/3、上限3,000円/人）
- ・交通費等支援（貸切バス・タクシー利用料の1/3、上限2,000円/人）
- ・金沢市1日フリー乗車券助成（購入費の1/3）

「MATSUE観光戦略プラン2023-2029」（p.53）

松江が教育旅行先として選ばれるように、学習・体験プログラムを充実させて  
国内外の小学校・中学校や高等学校からの誘致に取り組みます。

### 〈委員からの主な意見〉

- 税の制度と誘致に関する政策との議論は切り分けて考えた方がよい。
- これまでの議論をベースに、教育旅行は課税免除とする考え方でよい。将来のリピーターとして良い印象を持ってもらえるとよい。
- 誘致に関する政策は別途検討すればよい。
- 制度をシンプルにという意味でも教育旅行の課税免除は取りやめとし、教育旅行の支援制度を手厚くしてもらうほうがよい。
- 課税免除の対象範囲（教育旅行だけなのか、スポーツ大会も含むのか等）は入湯税の考え方も別途整理される中で対応いただきたい。
- 課税免除の対象は教育目的の宿泊だけとし、合宿などは対象外としたほうがよい。
- 教育旅行の候補地選定に宿泊税の有無が影響するのであれば、無いほうが誘致にはつながるかもしれないが、徴収する側の事務の複雑化のこともあり判断しにくい。